

令和5年度 集団指導（介護サービス課）

令和6年度

介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定の主な事項について

令和6年3月15日現在、報酬改定は省令案及び下記リンクの社会保障審議会資料が国から示されています。今後、省令の公布と共に、加算算定資料の様式や、加算算定時の留意事項、Q&A等が公表されると考えられます。

なお、4月からの加算算定等については、4月15日までに届出を行うことで良いとの考えが国から示されています。

[令和6年度介護報酬改定の主な事項について\(厚労省HP\)](#)

【その他】

介護職員等处遇改善加算についても、変更が予定されています。国から様式等が示され次第、皆様には計画書のご提出をアナウンスさせていただきます。

令和5年度 集団指導（介護サービス課）

令和6年度

運営基準の改正について

1. サービス共通の改正点

i. 「書面掲示」規制の見直し（全サービス共通）

事業所内で「書面掲示」を求めていた運営規定等の重要事項をWEB上での閲覧で完結できるように「書面掲示」に加えてWEBサイトに掲載することを義務付ける。（1年の経過措置）

ii. 管理者の兼務範囲の明確化（全サービス共通）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化する。

1. サービス共通の改正点

iii. 身体的拘束等の適正化の推進

ア. 短期入所及び多機能系サービスにおいても、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。（1年の経過措置）

イ. 訪問・通所・居宅介護支援においても、身体的拘束を行ってはいない旨を改めて明記、もし行う際の記録を義務付ける。

iv. 介護現場の生産性の向上（短期入所・多機能・居住・施設系共通）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（3年の経過措置）

2. 施設・居住系サービス共通の改正点

i. ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者に「ユニットケア施設管理者研修」を受講するよう努めなければならないこととする。

ii. 協力医療機関との連携体制の構築

協力する医療機関に、入所者の急変時の対応・診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保すること、入院が必要な利用者を原則として受け入れる体制を確保する等の要件を定める。

2. 施設・居住系サービス共通の改正点

iii. 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症発生時に対応できる第二種協定指定医療機関と連携し、発生時の対応について協議を行うことを義務付ける。

iv. 生産性向上に取り組む施設における人員配置基準 (居住系のみ)

テクノロジー活用等により生産性向上を行った施設における人員基準を緩和する。

3. 多機能系サービスの改正点

i. 管理者の兼務（小多機・看多機）

サービス種別を限定していた管理者の兼務を限定しないこととする。

ii. サービス内容の明確化（看多機）

事業所内のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化された。

4. 居宅介護・介護予防支援サービスの改正点

i. 公正中立性の確保のための取組の見直し(努力義務)

前6か月間に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明する。

ii. 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

2月に1回(介護予防支援の場合6月に1回)利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとき、利用者を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能にする。

4. 居宅介護・介護予防支援サービスの改正点

iii. ケアマネージャー1人当たりの取扱い件数の緩和

要支援者を1/2人から1/3人とし、取扱い件数を44人以下とする。国保連システムを活用し、事務員を配置する場合、49人以下とする。

iv. 指定介護予防支援の指定の緩和

指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援の指定を受ける事が可能なる。

5. 最後に

当資料は、令和3年作成日現在の国からの資料を基に作成しております。また、今後国よりの解説、Q&A等が公表され次第、各項目の詳細等が示される形となります。また、解釈通知が出るまでは、特に加算や基準解釈等にご不便をお掛けしますが、ご了承ください。